

指定管理業務点検・評価シート（平成30年度業務）

令和元年7月29日

施設名	鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	所在地	鳥取県境港市昭和町9番地7ほか
施設所管課名	農林水産部 境港水産事務所	連絡先	0859-42-3167
指定管理者名	境港水産物市場管理株式会社	指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日

1 施設の概要

設置目的	水産物の卸売等を行わせるため
設置年月日	昭和37年9月15日開設
施設内容	○敷地面積 91,030㎡ ○施設内容 卸売場、仲卸売場、管理事務所、駐車場、トラックスケールほか
開館時間	午前4時から午後7時まで
休場日	○1月1日から1月3日まで ○8月14日から8月16日まで ○毎週日曜日 ○その他開設が必要と認めた日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市場施設の利用許可等 ○市場施設の使用料の徴収及び収納 ○市場の施設及び設備の維持管理 ○その他市場の管理に関する業務（開場時間及び休場日の決定・変更、卸売業者からの卸売り予定数量等の報告の受理・掲示、市場内での制限行為の承認及び制限した行為の違反者に対する制止・退去命令等） ○境漁港の維持管理に関する業務 ○境漁港の管理に関する業務（港内の秩序維持のための船等に対する移動命令等） ○その他管理施設の運営に関して必要な業務（利用者の受付及び案内、会議室・付属設備及び備品の貸出等）
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）： 4人、非常勤職員： 6人、臨時職員： 0人 [計 10人]	

4 施設の利用状況

水揚量 (t)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	30年度		14,679	11,450	12,478	7,568	3,237	7,804	6,009	6,015	4,451	14,163	9,848	8,442
29年度		9,249	11,435	13,866	8,606	4,974	8,858	12,403	9,145	6,528	13,471	14,850	13,371	126,756
増減		5,430	15	-1,388	-1,038	-1,737	-1,054	-6,394	-3,130	-2,077	692	-5,002	-4,929	-20,615

※ t 未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

見学等 受入状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	団体数		27	31	82	42	35	38	43	69	34	30	44	38
人数		116	223	483	214	105	213	616	588	197	77	193	135	3,160

5 収支の状況

区 分		30年度	29年度	増 減
収入	事業収入			
		小 計		
		県委託料	146,397,000	154,403,000
	事業外収入	小 計	146,397,000	154,403,000
		計	146,397,000	154,403,000
支出	人件費	29,528,477	28,231,330	
	管理運営費	101,165,987	104,369,977	
	事業費			
	計	130,694,464	132,601,307	
収 支 差 額		15,702,536	21,801,693	

6 労働条件等

確認項目	状 況			備 考	
	正職員	非常勤職員	臨時職員		
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	労働条件通知書	労働条件通知書	該当なし	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	作成あり。役員除くと9人で届出不要			※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	無			※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	40時間	上限40時間 下限32時間		※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告、使用者の現認			※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	土、日、祝祭日、市場休場日	4日勤務2日休暇のローテーション		※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	業務部長258.5千円 設備部長266千円 事務主任189.5千円	監視員160千円		※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適		※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無		※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	正職員：年1回、監視員：年2回			
	産業医の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
施設運営管理面	<ul style="list-style-type: none"> ○市場利用協議会、分科会を運営し、市場利用の適正化を進めた。 ○消灯、シャッター閉鎖、適切な冷暖房運用に努め省エネに取り組んだ。 ○マグロ水揚げ時の立会い監視強化、部外者侵入の排除を行い、水揚げの円滑化を図った。 ○市場工事に伴う岸壁不足のなか、岸壁確保を関係者と調整。
安全管理面	<ul style="list-style-type: none"> ○台風、強風時の管内状況把握、関係者への注意喚起。 ○側溝グレーチング、岸壁ジョイント板等、破損・劣化補修。 ○休憩用岸壁救命浮輪ロープの切断事象に対し、すべてのロープを更新。
環境衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ○休憩用岸壁での放置物件に対する撤去指導、回収。 ○カラス、ツバメの巣の早期撤去 ○市場改修工事に伴い増加した8号、6号岸壁での水揚げに対し清掃業者と連携し清潔の保持に努めた。
修繕面	<ul style="list-style-type: none"> ○清浄海水供給装置の点検。不調の早期発見、早期対応に努めた。 ○2号排水槽流入口へのゴミ籠設置と日々回収により、排水ポンプの稼働安定化を図った。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	監視員及び職員の巡視、業務活動の中で、生産者、仲買人及び卸売業者等との関係強化に注力し、意見、要望の把握に努めている。
------------	---

利用者からの苦情・要望	対応状況
仲買業者より、2号上屋前の駐車が搬出の邪魔になるとの連絡を受けました。	場内放送を行い移動を確認しました。
上屋内照明不調の連絡がありました。	職員又は業者にて交換修理を行いました。
内港の係船環が壊れているとの通報を受けました。	根本から破断していたため回収しました。合わせて市場区域も含め全体の状況調査を実施しました。
航走波で荷揚が危険なので注意してもらいたいと要請を受けました。	各船へ協力依頼文書を配布し、協力をお願いしました。

利用者からの積極的な評価
<p>多くの要望、御意見に対し真摯に対応することを心がけている。また、中立・公平・公正という姿勢を基本としており、一定の信頼感は寄せられているものと考えます。</p> <p>市場を取り巻く関係者は相互に利害関係もあり、当事者間での難しさもあって指定管理者に対し調整機能が期待されていると感じている。</p> <p>行為行動のソフト面やハード面の修繕等の対応についても御理解をいただいていると思う。</p>

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ○関係者との連携に注意対応した。関係者からの要望・依頼には機敏な対応に努めた。 ○市場整備関連工事の進展に伴い工事関連の定例会に参加。工事業者、県との連携及び関係者への連絡に注力。 ○清浄海水供給装置の状況把握、早期の不調発見修理対応に努め安定運用を図った。
〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ○退職者補充が、昨今の求人環境の厳しさから大変労力を要する。若返りを図りたいが、5年という契約期間では難しい。 ○高度衛生管理型への移行により、職員の労務内容は増加。管理事務所も仮移転となるが管理に支障が無いように取り組んでいきたい。 ○市場利用協議会、分科会が機能し始めて関係者の意識が高まってきていると思う。今後も様々な案件、事象に対し鋭意努力していきたい。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	5	・市場及び漁港の施設設備全体を把握し、計画的な保守・修繕を行っており、小規模修繕についても、利用者の立場に立ち、迅速な修理・修繕を実施した。 ・施設の安全を第一に考え、老朽化している部分について積極的に修繕費を投入した。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	4	・条例等を遵守し、適正に処理を行った。 ・使用料の徴収に関しては、未収金もなく、遅滞なく県への払込みをした。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	市場施設の不適切利用等については、専務及び監視員が逐次、適切に使用指導等の対応を行った。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	市場整備工事の真っ只中であって、市場の利用方法や関係車両の動線等が大きく変わる中、毎日のように発生する市場関係者からの要望や苦情に対し、迅速に対応するとともに、真摯に改善に努めた。
〔収入支出の状況〕	4	・委託業務の複数年契約等により、経費削減に努め、余剰金を発生させている。
〔職員の配置〕	3	・業務の円滑な実施のため、適切に配置されている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・会計事務に関する内部検査は、毎月行われている。 ・必要な規程を整備し、使用料徴収事務等も適切に行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・労働条件等、法律に基づき遵守されている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	1	・発注実績なし。物品等の発注においては検討の余地がある。 (平成29年度の業務点検においても同様の指摘を行っているが改善されていない。なお、調査日時点(令和元年7月)では実績あり)
総 括	3.3	利用者の要望に迅速に対応する事を心がけ、適時適切に施設の維持補修等の管理が行われている。また、市場整備工事中という特殊な環境の中で、これまでの経験を十分に発揮し円滑な運用に努めている。

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。